

○職員の旅費に関する条例

(昭和47年 5月 1日条例第 6号)

改正 昭和47年12月14日条例第24号

昭和48年 3月 2日条例第 2号

昭和48年 8月 9日条例第 4号

昭和49年 3月11日条例第 1号

昭和52年 8月15日条例第 1号

平成14年11月 6日条例第10号

平成28年 3月 8日条例第 4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和46年上越市条例第31号）の規定を準用する。この場合において、同条例第2条第2項ただし書中「在勤地」という場合には、市内又は在勤庁から10キロメートル以内の地域をいうものとする。」とあるのは、「在勤地」という場合には、組合管内又は在勤庁から10キロメートル以内の地域をいうものとする。」と読み替える。

2 職員以外の者で組合の依頼又は要求に応じ旅行した者の旅費の支給については、前項に規定する読み替えの規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月14日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年10月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月9日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月11日条例第1号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 8 月 15 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 11 月 6 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 8 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。